

受 託 契 約 約 款

(趣旨)

第1条 浜松青果株式会社(以下「会社」という。)が浜松市中央卸売市場(以下「市場」という。)において行う卸売のための販売の受託の引受について委託者との間に特約のない限り、本約款によるものとします。

(会社の義務)

第2条 会社は、委託者のために、受託した物品の卸売を誠実に行います。
2 会社が本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負います。

(委託者の義務)

第3条 委託者は、委託する物品については、次に掲げる事項に適合し、その商標信用を保証する責任を有するものとします。
(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「JAS法」という。)に基づく品質表示基準(名称及び原産地表示等)
(2) 食品衛生法上の基準及び規格

(委託物品の引渡し)

第4条 委託者は、会社に対する委託物品の引渡しをすべて市場内の卸売場で行うこととします。ただし、浜松市中央卸売市場業務条例第47条第3項の規定により卸売をする場合には、当該場所で引渡しを行うこととします。

(委託物品の受領)

第5条 会社は、委託物品の引渡しを受けたときは、委託者に対して、ただちに、その物品の種類、数量、等級、品質、受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を通知します。ただし、受領の翌日までに売買仕切書を発送する場合は、売買仕切書の発送をもって受領の通知に代えることができることとします。
2 前項の場合において、委託物品について、種類又は品質の相違、損敗、数量の不足等の異状を認めるときは、直ちにその結果を委託者に報告し、委託者に対しその処理を判断することとします。

(委託物品の保管)

第6条 会社は、受領した委託物品の販売が終了するまでは、その保管の責任を負うものとします。
2 会社は、会社の責に帰すべき事由によって委託物品の保管中に生じた腐敗損傷等委託者の受けた損害について、その賠償の責任を負います。
3 会社は、委託物品の卸売に当たりその一部を見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下又は減量等については、その責任を負いません。

(委託物品の手入れ等)

第7条 会社は、委託物品の性質に従い、その販売のため通常必要とする手入加工

その他の調整をすることができるものとします。

(委託物品の検査)

第8条 会社は、委託物品の保管中その物品について国又は地方公共団体の検査を受けたときは、速やかに、その概要等を委託者に通知します。

(衛生上有害な物品等の受託拒否)

第9条 会社は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず健康に危害を及ぼす可能性がある物品、JAS法その他の法令の定め違反する物品、市場施設の許容量を超える入荷が見込まれる場合で物理的に受け入れが困難な物品の販売の委託は、引き受けません。

2 前項に掲げる物品について、販売の委託があったとき、又は国若しくは地方公共団体から売買を差し止められ、若しくは撤去を命ぜられたときは、会社は、開設者の指示に従って、これを処分することがあります。

3 前項の処分によって生じた費用および損害は、すべて委託者の負担とします。

4 第2項の処分をしたときは、会社は、処分に関する報告書を作成し、速やかに、その旨を委託者に通知します。

(帳簿の閲覧)

第10条 会社は、委託者の請求があるときは、特別の事情がある場合を除いて、営業時間中、いつでも販売の委託を受けた物品の販売に関する諸帳簿及び書類の閲覧の求めに応じ、かつ、質問に応答します。

(受信場所)

第11条 委託者からの会社に対する諸通信は、市場内の会社の事務所あてに行うものとします。

(送り状等の添付)

第12条 委託者が会社あてに委託物品を出荷する場合は、その物品の種類、数量、等級、品質、その他受領に関し必要な事項を記載した送り状又は発送案内をその物品に添付するものとします。なお、委託物品の運送を他人に委託する場合も同様とします。

2 前項の送り状又は発送案内をその物品に添付しないときは、委託者は、品質の相違、数量の不足又は委託先の不明等による受領の遅延について、会社に対抗することはできないこととします。

(委託物品の上場)

第13条 会社は、委託物品を、その受領後最初の卸売取引に上場するものとします。

2 委託物品の上場順位は、同種物品の到着順によるものとします。

3 会社は、委託者に著しく損害を与えるおそれがあることその他相当の事由があると認めるときは、委託者の同意を受けて委託物品の全部又は一部についてその販売順位を変更することができるものとします。

(販売方法)

第 14 条 委託物品の販売の方法は、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によることとします。

2 前項の規定は、会社のせり人がその物品の最良の販売方法、買受人の動向などを判断し行います。

(当該市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売)

第 15 条 会社は、次の各号に掲げる場合は、委託物品を当該市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をすることができるものとします。

(1) 当該市場における入荷量が著しく多いか、又は委託物品が当該市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

(2) 委託物品が当該市場の仲卸業者及び売買参加者に対する卸売をした後残品となった場合

(3) 市場の入荷量を調整するため当該他の市場の卸売業者に対して卸売をする場合

(4) 他の市場の生鮮食料品等入荷事情等からみて、会社からの卸売の方法以外の方法によっては委託物品と同種の物品の出荷を受けることが著しく困難である当該卸売市場の卸売業者に対して卸売をする場合

(5) 会社が他の市場の卸売業者と締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場の卸売業者又は買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。以下同じ。）に対して卸売をする場合

(6) 会社が農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。））及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者）と締結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に必要な素材の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合

(販売不成立の場合の処理)

第 16 条 会社は、委託物品について、その販売が不成立となった場合は、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。

2 前項の場合、委託者は会社に当該物品の返送又は廃棄を求めることができるものとします。

3 前項の規定により、委託者の求めに応じて、会社が当該物品を返送又は廃棄した場合に要した費用は委託者の負担とします。

(指値等の条件)

第 17 条 委託者は、委託物品の販売について、指値（消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。）その他の条件を付することができることとしま

すが、その場合には、第 12 条第 1 項の送り状若しくは発送案内等に付記するか又はその物品の販売準備着手前までにその旨を会社に通知しなければならないこととします。なお、これらの通知がその物品の販売準備着手前までに到着しないときは、その条件がなかったものとみなすものとします。

2 前項の指値その他の条件を変更しようとする場合は、前項の規定を準用します。

(指値等の条件がある場合で販売不成立の場合の処理)

第 18 条 会社は、委託物品の販売につき指値その他の条件がある場合において、その条件どおり委託物品を販売することのできないときは、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。ただし、委託者の指図を待つと委託者に対し著しく損害を与えるおそれがあると認められる場合においては、その条件がなかったものとみなしてこれを販売することができることとします。

2 前項の場合において、損害が生じたときは、会社はその賠償の責任を負いません。

3 第 1 項ただし書の規定によって販売したときは、会社は、報告書を作成し売買仕切書に添付して委託者に送付するものとします。

(再委託の禁止)

第 19 条 会社は、委託者の要求又は同意がなければ、他の卸売業者に委託物品販売の委託をすることはできないこととします。

(委託の解除等)

第 20 条 委託者による販売委託の解除又は他の卸売業者への委託替えの申込みは、その委託物品の販売準備着手前に限り、会社は、これに応ずるものとします。

2 前項の申込みに応じた場合においては、会社は、委託の解除又は委託替えに応じたために要した費用は委託者の負担とします。

(会社に事故あるときの処置)

第 21 条 会社が卸売の業務の許可を取り消されたとき又はその許可に係る卸売の業務を停止されたとき若しくは売買を差し止められたときは、未販売の委託物品は、開設者の指示に基づいて処置するものとします。

(販売後の事故処理)

第 22 条 委託物品を販売し、これを買受人に引き渡した後において、買受人から隠れた瑕疵があること、又は数量、品質に著しい差異があること等を理由として会社に対して販売代金の減額の申出があった場合、会社はその申出を認めたときは、それに相当する減額をします。この場合、会社は、報告書を作成し、委託者にその旨を通知するものとします。

(委託手数料)

第 23 条

会社が委託者から收受する委託手数料は、卸売をした物品の卸売金額(せり売若しくは入札又は相対取引に係る委託物品の単価(消費税及び地方消費税を含まな

い)に数量を乗じて得た額の合計額)に下記の委託手数料の率を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

1. 野菜及びその加工品 100分の8.5
2. 果実及びその加工品 100分の7.0
3. つけ物その他の加工品 100分の8.5

(委託者の費用負担)

第24条 委託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を含めて委託者の負担とします。

- (1) 通信費(当該物品を販売するに当たって委託者等への連絡に要する費用)
- (2) 運送料(会社の当該物品の卸売場までの運搬費及び荷卸しに要する費用)
- (3) 売買仕切金送料
- (4) 保管料(委託物品を冷蔵その他の方法により保管したためとくに経費を必要としたときは、その費用)
- (5) 調整費(手入れ加工その他の調整につきとくに経費を要したときはその費用)
- (6) その他会社が立て替えた費用

注) その他正当な理由がある場合は、必要に応じて定めるものとする。

2 委託手数料及び前項各号の費用は、委託物品の卸売金額(消費税及び地方消費税を含む金額とします。)から控除するものとします。

(売買仕切書の送付)

第25条

会社は、委託物品の卸売をしたときは、その卸売をした翌日までに、当該卸売をした物品の

1. 品名
2. 等級
3. 単価(消費税及び地方消費税を含まない)と数量の積の合計額
4. 当該合計額の消費税及び地方消費税に相当する金額
5. 前条第2項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額(消費税及び地方消費税額を含む)
6. 差引仕切金額(「売買仕切金」とします。以下同じ。)

を記載した売買仕切書を委託者に送付するものとします。

(仕切金の支払)

第26条

会社は、売買仕切金の送付は、委託者と特約のない限り販売完了日から起算して4営業日以内にこれを行うものとします。

ただし、支払日が金融機関の休業日又は市場の休業日若しくは年内の最終開場日にあたるときは、翌営業日を支払日とします。

2 売買仕切金の送付に代えて、前項に定める期日までに委託者の要請等により売

買仕切金を現金で支払う場合の支払い場所は、市場内の会社の事務所とします。

(仕切金の清算)

第 27 条 委託者は、委託物品の卸売金額（消費税及び地方消費税を含む金額とします。）が委託手数料と第 24 条第 2 項の規定により控除すべき金額の合計額に満たないときは、会社に対し、速やかに、精算するものとします。ただし、委託者が引き続き販売の委託をする場合には、次回の委託物品の仕切計算に合算してこれを精算することができるものとします。

(再販売)

第 28 条 会社は、買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったため委託物品を再販売したときは、その卸売金額（消費税及び地方消費税を含む金額とします。）によって仕切りを行うものとします。ただし、再販売によって差損金を生じたときは、最初に販売したときの卸売金額（消費税及び地方消費税を含む金額とします。）によるものとします。

(電子商取引についての取扱い)

第 29 条 委託物品を市場に搬入することなく電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用とする取引方法（電子商取引）により卸売を行う場合の委託物品の引渡し、受領、事故処理及びその他必要な事項については、第 4 条、第 5 条、第 12 条及び第 22 条の規定にかかわらず、別に定めるところにより行うこととします。

(臨時開市等の通知)

第 30 条 臨時の開市及び休業その他委託者に重要な関係を有する事項については、ただちに委託者に通知するものとします。